

第7章 計画の実現に向けて

(1) 諸制度の積極的な活用

鯖江市では、必要に応じて、景観法等に基づく以下の制度を活用し、良好な景観の形成を図っていきます。

1) 景観地区（法第 61 条関係）

都市計画区域又は準都市計画区域[※]内の、既に一定の美観が存在する地区や今後良好な景観を形成していこうとする地区について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。建築物の形態意匠などに対する認定制度によって適切な規制をすることができます。※ 鯖江市に準都市計画区域はありません。

2) 準景観地区（法第 74 条関係）

都市計画区域および準都市計画区域[※]外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定するものです。景観地区に準じた規制をすることができます。

3) 景観整備機構（法第 92 条関係）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOをその申請により指定するものです。良好な景観形成を担う主体として、市民を支援していくことができます。

4) 景観協議会（法第 15 条関係）

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者および景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて様々な立場の関係者を加えて、良好な景観の形成を図るための協議をすることができます。利害の異なる課題について協議・調整を図る共通の場とすることができます。

5) 景観協定（法第 81 条関係）

景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。市民自らが自主的な規制を行なうことができます。

6) その他の関連法制度

良好な景観を保全又は形成するための手法として、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、さまざまな法に基づく制度が整備されています。

本計画の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しながらこれらの制度を積極的に活用し、美しい鯖江市づくりを総合的・一体的に推進していきます。

(2) 見直し・拡充の基本的な考え方

景観十年、風景百年、風土千年というように、景観づくりは、長い時間、継続していくこととなります。このため、景観づくりの進行状況を計画的に管理するとともに、取り組んできた施策や事業を絶えず評価し、有効性や達成状況を踏まえつつ、適切に実践することが大切です。

1) 見直し・拡充の基本的な考え方

本格的な少子高齢社会の到来や著しい科学技術の進展など、鯖江市の景観づくりを取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しています。

このため、時代の潮流や財政状況、市民の生活スタイルや価値観などの変化を踏まえ、重点的かつ効果的な投資や支援など、景観づくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められます。

景観づくりの目標や協働による景観づくりの考え方は今後とも継承しますが、特色ある景観づくりが硬直化しないよう、次の視点から見直しを行います。

① 上位計画の変更等に伴う見直し・拡充

- ・総合計画や都市計画マスタープランなどの改訂に併せた見直し・拡充を行います。
- ・上位計画の改訂等が行われない場合においても、10年をひとつの期間として、定期的な見直し・拡充を行います。

② 地域の景観づくりの進展に伴う見直し・拡充

- ・景観協定の締結や景観地区の指定など、地域ごとの景観づくりの進展に併せて見直し・拡充を行います。

③ 新たな施策や事業の実施に伴う見直し・拡充

- ・鯖江市屋外広告物条例の制定、景観重要建造物や景観重要樹木の指定など、新たな施策や事業の実施が行われた場合は、これらとの十分な調整を図り、適切に見直し・拡充を行います。

2) PDCAサイクルの徹底

今後の景観づくりは、鯖江市景観づくり基本計画や景観計画を基本としつつ、実現に向けた実践、市民の意識の高まり具合や地域の実情などを踏まえた施策・事業の点検・評価、見直し・改善をひとつのサイクルとして、適切に進行管理を行います。



■ PDCAサイクルのイメージ